

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年 月 日 (第3回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	栗原市 (042137)
地域名 (地域内農業集落名)	一迫 34集落(南沢、大館、竹の内、曾根、本町、中町、荒町、清水1、清水2、保呂羽、輝井、八幡、高橋下、高橋上、荒町下、荒町上、大川口上、大川口下、清水原、嶋駒、東町、中町、新町、滝野、川北、大崩、清水目、本沢、一本松、南沢、畑、狐崎1、狐崎2、片子沢)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域) 【変更前】2,538.34ha	2,537.65 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,979.56 ha
② 田の面積 【変更前】2,169.66ha	2,169.34 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む) 【変更前】368.68ha	368.31 ha
④ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	44.70 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	1,354.05 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

一迫地域は、迫川水系の平坦地において基盤整備事業が実施され、認定農業者を中心に、大型機械の導入など効率的な作業体系により、水稻や飼料作物、大豆を主体とした作付けが行われているほか、栗原市では唯一、米粉用米や子実用とうもろこしの作付けが行われている。一方、北部や南部に広がる丘陵地は、小区画で水利条件の悪い農用地が多く、水稻や飼料作物を主体とした作付けが行われているが、水路や法面の維持管理に時間と労力を要するため、不作付地が増加傾向にある。
また、本地域は、耕畜連携による水田を活用した飼料作物の生産や、主食用米の化学肥料や農薬の低減による環境保全型農業の取り組みが行われており、今後もこの取り組みを定着・拡大させていくことが必要である。
また、基幹的農業従事者のうち、70歳以上の割合が50%を超え、高齢化が進展するほか、丘陵地ではイノシシなどによる農用地や農作物への被害が深刻な問題となるなど、遊休農地の拡大が懸念されている。このため、集落全体の取り組みによる農地の維持・管理や獣害対策、他地域からの新規参入者の受け入れなど新たな担い手の確保が必要となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域計画に位置づけられた農業者を中心に、水稻や飼料作物、大豆のほか、園芸や畜産との複合経営など、多様な農業が営まれている地域であり、引き続き、農用地の集積、集約化の推進、スマート農業など先端技術の導入により、生産性を高め、農業経営の安定に資する取り組みを推進する。
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域計画に位置づけられた農業者を中心に、農用地の集積、集約化を図る。			
なお、地域農業の持続的発展には、地域全体で取り組む必要があるため、本計画に位置づけられていない農業者についても、引き続き、本地域内で農業を営むことを妨げるものではない。			
現状の集積率	36.6 %	将来の目標とする集積率	78 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域計画に位置づけられた農業者等による農地のゾーニングに関する協議を行い、協議が整ったエリアについて随時目標地図を更新し、農用地の集団化、集約化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

地域計画に位置づけられた農業者を中心に農用地の集積、集団化を推進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ①農業者の意向を踏まえ、農地中間管理機構を活用した農用地の集積、集約化を推進する。
②農地中間管理機構の活用が進まない地域においては、改めて活用方法等について周知を行い、機構の活用を推進していく。

(3) 基盤整備事業への取組

- ①基盤整備事業については、王沢地区や一本松地区など一部の地域においては事業が完了しているものの、未整備地域が存在し、用排水路など施設の老朽化が進んでいるため、地域の意向などを踏まえ、必要に応じて整備検討を行う。
②多面的機能支払交付金を活用している地域では、水利施設や農道などの点検・管理のほか、老朽化に伴う長寿命化対策を検討する。

(4) 多様な経営体の確保、育成の取組

- ①認定農業者などの農業者の経営の安定化を図るため、機械等の導入には国などの補助事業活用を進める。
②新規就農者に対しては、国などの補助事業活用を進め、経営開始に必要な機械等の導入支援のほか、関係機関と連携し、就農定着支援に取り組む。
③地域全体で担い手を育成していく体制を検討する。
④地域農業の持続的発展には、認定農業者など規模拡大志向の農業者だけでは困難であることから、営農継続意向の兼業農家のほか、他地域からの新規参入などにより、多様な農業者の確保、育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

農作業の受委託については増加傾向にあるため、特定農作業受委託契約書の作成支援を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機、減農薬、減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化、輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料、資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全、管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①近年、イノシシなどによる農用地や農作物への被害が深刻な問題となっていることから、補助事業などを活用し、電気柵の設置など被害対策を進める。
②国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な食料システム構築のため、環境負荷低減に配慮した農業生産活動を推進する。
③高齢化や担い手の減少に伴う労働力不足を解消するため、水稻直播栽培のほか、スマート農業など先端技術を導入し、農作業の効率化、省力化を推進する。
④水田活用の直接支払交付金に係る交付対象水田の厳格化により、畑地化促進事業の対象となる水田は、畑地化による本作化を推進する。
⑤主食用米の国内消費は減少傾向にあることから、新たな市場の開拓に向け、輸出用米の取り組みを推進する。
⑥⑦⑧多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度を活用し、水路や農道など地域資源の適切な保全管理を推進する。
⑨気候変動や社会情勢の影響により、飼料価格が高止まりしていることから、自給粗飼料の生産拡大や肥料の経費節減のため、耕畜連携の取り組みを一層推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

認農	E 6 3	水稻	4.1 ha	ha	水稻	4.1 ha	ha	
利用者	E 6 4	水稻+繁殖牛	3.9 ha	ha	水稻+繁殖牛	3.9 ha	ha	
認農	E 6 5	水稻+園芸	3.9 ha	ha	水稻+園芸	3.9 ha	ha	
認農	E 6 6	水稻+園芸+繁殖牛	3.8 ha	ha	水稻+園芸+繁殖牛	3.8 ha	ha	
利用者	E 6 7	水稻	3.8 ha	ha	水稻	3.8 ha	ha	
認農	E 6 8	水稻+繁殖牛	3.8 ha	ha	水稻+繁殖牛	3.8 ha	ha	
利用者	E 6 9	水稻	3.8 ha	ha	水稻	3.8 ha	ha	
認農	E 7 0	水稻+繁殖牛	3.7 ha	ha	水稻+繁殖牛	3.7 ha	ha	
利用者	E 7 1	水稻	3.6 ha	ha	水稻	3.6 ha	ha	
利用者	E 7 2	水稻	3.5 ha	ha	水稻	5.5 ha	ha	
認農	E 7 3	養豚	3.5 ha	ha	養豚	3.5 ha	ha	
認農	E 7 4	水稻+園芸	3.2 ha	ha	水稻+園芸	3.2 ha	ha	
認農	E 7 5	水稻	5.1 ha	ha	水稻	6.1 ha	ha	
利用者	E 7 6	水稻+繁殖牛	2.5 ha	ha	水稻+繁殖牛	2.5 ha	ha	
認農	E 7 7	水稻+ブルーベリー	2.4 ha	ha	水稻+ブルーベリー	2.4 ha	ha	
利用者	E 7 8	水稻	2.2 ha	ha	水稻	2.2 ha	ha	
利用者	E 7 9	水稻	2.1 ha	ha	水稻	2.1 ha	ha	
利用者	E 8 0	水稻	1.9 ha	ha	水稻	1.9 ha	ha	
認農	E 8 1	水稻+繁殖牛	1.7 ha	ha	水稻+繁殖牛	1.7 ha	ha	
認農	E 8 2	水稻+露地・施設野菜	1.7 ha	ha	水稻+露地・施設野菜	1.7 ha	ha	
認農	E 8 3	水稻+野菜	1.5 ha	ha	水稻+野菜	1.5 ha	ha	
認農	E 8 4	園芸	1.4 ha	ha	園芸	1.4 ha	ha	
利用者	E 8 5	水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	
認農	E 8 6	水稻	1.3 ha	ha	水稻	1.3 ha	ha	
認農	E 8 7	水稻+施設園芸	1.0 ha	ha	水稻+施設園芸	1.0 ha	ha	
利用者	E 8 8	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	
認農	E 8 9	水稻+園芸	0.8 ha	ha	水稻+園芸	0.8 ha	ha	
認農	E 9 0	園芸	0.6 ha	ha	園芸	0.6 ha	ha	
利用者	E 9 1	園芸	0.5 ha	ha	園芸	0.5 ha	ha	
認農	E 9 2	水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	
認農	E 9 3	水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	
認農	E 9 4	施設野菜+露地野菜	0.3 ha	ha	施設野菜+露地野菜	0.3 ha	ha	
利用者	E 9 5	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	
利用者	E 9 6	水稻	0.3 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha	
計	96経営体		932.4 ha	0 ha		977.1 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営
面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名、名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人、%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。